

別記第1号様式別紙2（第5条関係）

石狩市移住支援金に係る個人情報の取扱い

北海道及び石狩市は、石狩市移住支援金交付事業及び北海道U I J ターン新規就業支援事業の実施に際して得た個人情報について、北海道及び石狩市が定める個人情報に関する条例等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、石狩市及び北海道は、当該個人情報について、他の府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。